

# 横須賀市報

号外第3号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

条 例			
◇横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例の一部改正	2	◇用品調達基金条例廃止	//
◇消費生活センター条例の一部改正	//	◇手数料条例の一部改正	//
◇指定管理者選考委員会等条例の一部改正	//	◇医療費助成条例の一部改正	15
◇職員定数条例の一部改正	//	◇横須賀市国民健康保険条例の一部改正	//
◇職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正	3	◇横須賀市児童相談所設置条例の一部改正	//
◇横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	4	◇放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	16
◇市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正	6	◇幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	//
◇コミュニティセンター条例の一部改正	12	◇認定こども園の要件を定める条例の一部改正	//
		◇旅館業条例の一部改正	//
		◇建築基準条例の一部改正	//
		<b>告 示</b>	
		◇令和4年度横須賀市一般会計補正予算(第10号)について	17

## 本号で公布された条例のあらまし

- 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例の一部を改正する条例(条例第4号)
  - 1 命令の後1年以内に再び不良な生活環境にあると認めるときに行う命令に関する規定を設ける。
  - 2 施行期日 令和5年7月1日
- 消費生活センター条例の一部を改正する条例(条例第5号)
  - 1 消費生活センターの位置を次のとおり改める。  
位置 横須賀市本町2丁目1番地 → 横須賀市小川町11番地
  - 2 施行期日 令和5年5月8日
- 指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例(条例第6号)
  - 1 池上コミュニティセンターの指定管理者の選考を行うため池上コミュニティセンター指定管理者選考委員会を、北下浦コミュニティセンターの指定管理者の選考を行うため北下浦コミュニティセンター指定管理者選考委員会をそれぞれ附属機関として設置する。
  - 2 施行期日 令和5年4月1日
- 職員定数条例の一部を改正する条例(条例第7号)
  - 1 横須賀再興プランの実現への対応などに伴い、職員の定数について、市長の事務部局の職員22人を増やし、教育委員会の事務部局及び学校等の職員4人を減らす。
  - 2 施行期日 令和5年4月1日
- 職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第8号)
  - 1 人事・給与制度改革に伴い、一般職給料表における職務の級が4級である職員の最低の号給の給料月額を引き上げる。
  - 2 施行期日 公布の日(令和5年3月29日)
- 横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)
  - 1 本市一般職員の給与改定の措置に準じ、会計年度任用職員の給与を改定する。
  - 2 施行期日 令和5年4月1日
- 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第10号)
  - 1 令和3年神奈川県人事委員会勧告に準じ、本市教育職員の給与を改定する。
  - 2 施行期日 公布の日(令和5年3月29日)
- コミュニティセンター条例の一部を改正する条例(条例第11号)
  - 1 北下浦コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる。
  - 2 施行期日 規則で定める日
- 用品調達基金条例を廃止する条例(条例第12号)
  - 1 用品調達基金条例を廃止する。
  - 2 施行期日 令和5年4月1日
- 手数料条例の一部を改正する条例(条例第13号)
  - 1 粗大ごみ等の日常生活系一般廃棄物収集等手数料の規定を改める。
  - 2 建築基準法の改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の認定の申請等に対する審査に係る手数料を設ける。
  - 3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請等

に対する審査に係る手数料の規定を改める。

4 施行期日 公布の日(令和5年3月29日)。ただし、1については令和5年10月1日、2については同年4月1日

○医療費助成条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 小児に係る医療費の助成の対象者の年齢要件を改める。

2 施行期日 令和5年10月1日

○横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 出産育児一時金の額を50万円とする。

2 施行期日 令和5年4月1日

○横須賀市児童相談所設置条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 児童相談所の管轄区域を次のとおり定める。

管轄区域 本市の区域

2 施行期日 令和5年4月1日

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童健全育成事業所における安全計画及び業務継続計画の策定等の規定を設ける。

2 自動車を運行する場合の所在の確認の規定を設ける。

3 衛生管理等の規定を改める。

4 施行期日 令和5年4月1日

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を改める。

2 施行期日 令和5年4月1日

○認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、認定の要件を改める。

2 施行期日 令和5年4月1日

○旅館業条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 旅館業の施設となる建築物について、建築基準法第48条の規定及び同法に基づく条例の規定に適合するものとしなければならない旨の新たな審査の基準を設ける。

2 施行期日 令和5年7月1日

○建築基準条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 災害危険区域の指定の規定及び一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の規定を改める。

2 一団地認定の審査の基準の改正に併せて、条文整備を行う。

3 施行期日 令和5年4月1日

# 条 例

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第4号

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例の一部を改正する条例

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例(平成29年横須賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による命令に係る不良な生活環境が解消したと市長が認めた日又は第12条第1項の規定による代執行が終了した日から1年以内に、当該建築物等が再び同一の堆積者により生じる不良な生活環境があると市長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項に規定する指導及び同条第2項の規定による勧告を行うことなく、堆積者に対して、期限を定めて不良な生活環境を解消するための措置をとるべきことを命ずることができる。

第11条各号列記以外の部分中「前条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第12条第1項中「第10条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同項」を「同条第1項又は第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

消費生活センター条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第5号

消費生活センター条例の一部を改正する条例

消費生活センター条例(平成21年横須賀市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条中「本町2丁目1番地」を「小川町11番地」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第6号

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例

指定管理者選考委員会等条例(平成25年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第4項を次のように改める。

4 池上コミュニティセンター指定管理者選考委員会

別表中第31項を第32項とし、第5項から第30項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 北下浦コミュニティセンター指定管理者選考委員会

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第7号

職員定数条例の一部を改正する条例		358,000		372,200	
職員定数条例（昭和26年横須賀市条例第68号）の一部を次のように改正する。		359,700		373,100	
第2条の表中「2,101」を「2,123」に、「459」を「455」に、「3,418」を「3,436」に改める。		361,100		374,000	
附 則		362,400		374,800	
この条例は、令和5年4月1日から施行する。		363,800		375,600	
~~~~~		365,200		376,400	
職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。		366,500		377,100	
令和5年3月29日		367,400		377,800	
横須賀市長 上 地 克 明		368,500		378,500	
横須賀市条例第8号		369,600		379,200	
職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例		370,400		379,700	
職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第53号）の一部を次のように改正する。		371,300		380,300	
第2条のうち職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第5号）別表第1再任用職員以外の職員の項の改正規定中「定年前再任用短時間勤務職員以外」に」の次に「、		372,200		380,900	
「		373,100		381,600	
291,700	316,000	374,000		382,000	
293,800	318,100	374,800		382,700	
296,000	320,300	375,600	を	383,300	に」を加える。
298,000	322,400	376,400		383,900	
299,800	324,300	377,100		384,300	
301,800	326,300	377,800		384,900	
303,600	328,300	378,500		385,500	
305,200	330,300	379,200		386,100	
307,100	332,000	379,700		386,500	
309,400	334,100	380,300		387,000	
311,600	336,100	380,900		387,500	
313,900	338,200	381,600		388,100	
316,000	339,600	382,000		388,400	
318,100	341,500	382,700		388,800	
320,300	343,400	383,300		389,200	
322,400	345,300	383,900		389,600	
324,300	346,900	384,300		389,900	
326,300	348,800	384,900		390,200	
328,300	350,700	385,500		390,500	
330,300	352,500	386,100		390,800	
332,000	354,400	386,500		391,000	
334,100	356,200	387,000		391,300	
336,100	358,000	387,500		391,600	
338,200	359,700	388,100		391,800	
339,600	361,100	388,400		392,000	
341,500	362,400	388,800		392,300	
343,400	363,800	389,200		392,600	
345,300	365,200	389,600		392,800	
346,900	366,500	389,900		393,000	
348,800	367,400	390,200		393,300	
350,700	368,500	390,500		393,600	
352,500	369,600	390,800		393,800	
354,400	370,400	391,000		394,000	
356,200	371,300	391,300		394,300	

391,600	394,600	395,300	
391,800	394,800	395,600	
		395,800	
392,000	395,000		
392,300	395,300		
392,600	395,600		
392,800	395,800		
		396,000	」
393,000	396,000		
393,300			
393,600			
393,800			
394,000			
394,300			
394,600			
394,800			
395,000			

附則第10項中「7級」を「4級又は7級」に改める。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和5年3月29日  
 横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第9号**  
 横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。  
 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給 料 表

| 職 種<br>職務の級 | 行政職及び労務職 |         | 医療職     | 教育職     |
|-------------|----------|---------|---------|---------|
|             | 1 級      | 2 級     |         |         |
| 号給          | 給料月額     | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|             | 円        | 円       | 円       | 円       |
| 1           | 147,100  | 176,400 | 272,000 | 180,200 |
| 2           | 148,100  | 178,900 | 274,900 | 182,300 |
| 3           | 149,100  | 181,400 | 277,800 | 184,400 |
| 4           | 150,100  | 183,900 | 280,700 | 186,600 |
| 5           | 151,100  | 186,400 | 283,600 | 188,600 |
| 6           | 152,200  | 188,100 | 286,500 | 190,600 |
| 7           | 153,400  | 189,600 | 289,400 | 192,700 |
| 8           | 154,500  | 191,300 | 292,200 | 194,800 |
| 9           | 155,600  | 192,800 | 294,900 | 197,000 |
| 10          | 156,700  | 194,400 | 297,800 | 199,600 |
| 11          | 157,800  | 196,200 | 300,600 | 202,200 |
| 12          | 158,900  | 197,900 | 303,400 | 204,800 |
| 13          | 160,000  | 199,500 | 306,200 | 207,400 |
| 14          | 161,400  | 201,200 | 309,000 | 209,100 |
| 15          | 162,700  | 203,000 | 311,900 | 210,700 |
| 16          | 164,000  | 204,800 | 314,800 | 212,400 |
| 17          | 165,300  | 206,400 | 317,600 | 214,200 |
| 18          | 166,800  | 208,200 | 320,300 | 215,800 |
| 19          | 168,300  | 209,900 | 323,200 | 217,500 |
| 20          | 169,900  | 211,700 | 326,000 | 219,100 |
| 21          | 171,000  | 213,400 | 328,500 | 220,900 |
| 22          | 172,400  | 215,200 | 331,100 | 222,800 |
| 23          | 173,800  | 217,000 | 333,800 | 224,700 |
| 24          | 175,200  | 218,800 | 336,600 | 226,600 |
| 25          | 176,500  | 220,200 | 338,800 | 228,100 |
| 26          | 179,000  | 222,000 | 341,500 | 230,100 |
| 27          | 181,500  | 223,700 | 343,900 | 232,100 |
| 28          | 184,000  | 225,500 | 346,200 | 234,100 |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 29 | 186,400 | 227,100 | 348,500 | 235,900 |
| 30 | 188,100 | 228,800 | 350,600 | 238,600 |
| 31 | 189,700 | 230,400 | 353,000 | 241,300 |
| 32 | 191,400 | 231,900 | 355,700 | 244,000 |
| 33 | 192,800 | 233,700 | 358,000 | 246,600 |
| 34 | 194,500 | 235,700 | 360,600 | 249,400 |
| 35 | 196,300 | 237,600 | 363,100 | 252,000 |
| 36 | 198,000 | 239,500 | 365,700 | 254,700 |
| 37 | 199,500 | 241,300 | 368,200 | 257,000 |
| 38 | 201,200 | 242,900 | 370,600 | 259,400 |
| 39 | 203,000 | 244,400 | 373,200 | 261,900 |
| 40 | 204,800 | 245,900 | 374,800 | 264,100 |
| 41 | 206,400 | 247,000 | 376,200 | 266,600 |
| 42 | 208,200 | 248,500 | 378,700 | 268,900 |
| 43 | 209,900 | 250,000 | 381,200 | 271,100 |
| 44 | 211,700 | 251,400 | 383,800 | 273,200 |
| 45 | 213,400 | 252,800 | 386,000 | 275,300 |
| 46 | 215,200 | 254,100 | 388,000 | 277,500 |
| 47 | 217,000 | 255,300 | 390,200 | 279,600 |
| 48 | 218,800 | 256,500 | 392,100 | 281,500 |
| 49 | 220,100 | 257,800 | 394,300 | 283,800 |
| 50 | 221,900 | 259,200 | 396,600 | 285,500 |
| 51 | 223,600 | 260,600 | 398,900 | 287,400 |
| 52 | 225,400 | 262,100 | 401,300 | 289,200 |
| 53 | 227,000 | 263,700 | 403,700 | 290,600 |
| 54 | 228,700 | 265,400 | 405,900 | 292,700 |
| 55 | 230,300 | 267,100 | 408,100 | 294,700 |
| 56 | 231,800 | 268,600 | 410,300 | 296,900 |
| 57 | 233,100 | 270,300 | 412,400 | 298,900 |
| 58 | 234,700 | 272,200 | 414,600 | 301,300 |
| 59 | 236,200 | 273,800 | 416,800 | 303,500 |
| 60 | 237,700 | 275,500 | 419,000 | 306,100 |
| 61 | 238,800 | 277,100 | 421,100 | 308,300 |
| 62 | 240,200 | 278,900 | 423,200 | 310,700 |
| 63 | 241,500 | 280,700 | 425,200 | 313,000 |
| 64 | 242,700 | 282,200 | 427,300 | 315,200 |
| 65 | 244,000 | 283,400 | 429,500 | 317,300 |
| 66 | 245,000 | 285,100 | 431,300 | 319,100 |
| 67 | 245,900 | 286,700 | 433,100 | 320,700 |
| 68 | 246,900 | 288,400 | 434,900 | 322,300 |
| 69 | 248,000 | 290,000 | 436,500 | 324,200 |
| 70 | 249,000 | 291,700 | 438,000 | 326,300 |
| 71 | 249,900 | 293,500 | 439,500 | 328,400 |
| 72 | 250,800 | 295,300 | 440,900 | 330,400 |
| 73 | 251,700 | 296,800 | 442,300 | 332,500 |
| 74 | 253,000 | 298,500 |         | 334,600 |
| 75 | 254,300 | 300,000 |         | 336,800 |
| 76 | 255,700 | 301,600 |         | 339,000 |



|    |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|
| 77 | 257,000 | 303,200 | 340,700 |
| 78 | 258,300 | 304,900 | 342,600 |
| 79 | 259,600 | 306,500 | 344,300 |
| 80 | 260,800 | 308,200 | 346,100 |
| 81 | 261,900 | 309,100 | 347,900 |
| 82 | 263,100 | 310,600 | 349,700 |
| 83 | 264,400 | 312,100 | 351,100 |
| 84 | 265,500 | 313,700 | 352,900 |
| 85 | 266,600 | 315,300 | 354,100 |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第10号

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市

立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例(昭和30年横須賀市条例第16号)別表第1再任用教育職員以外の教育職員の項及び再任用教育職員の項の改正規定を次のように改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条第1項関係)

教 育 職 給 料 表

| 職員の区分 | 職務の級<br>号給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|-------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|       |            | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|       | 1          | 164,400 | 180,200 | 257,000 | 296,000 | 406,700 |
|       | 2          | 165,900 | 182,300 | 259,400 | 298,600 | 408,200 |
|       | 3          | 167,400 | 184,400 | 261,900 | 301,400 | 409,700 |
|       | 4          | 168,900 | 186,600 | 264,100 | 303,800 | 411,200 |
|       | 5          | 170,500 | 188,600 | 266,600 | 306,300 | 412,600 |
|       | 6          | 172,400 | 190,600 | 268,900 | 308,400 | 414,000 |
|       | 7          | 174,200 | 192,700 | 271,100 | 310,700 | 415,500 |
|       | 8          | 176,000 | 194,800 | 273,200 | 312,800 | 417,100 |
|       | 9          | 177,700 | 197,000 | 275,300 | 314,900 | 418,500 |
|       | 10         | 179,800 | 199,600 | 277,500 | 317,200 | 419,900 |
|       | 11         | 181,800 | 202,200 | 279,600 | 319,600 | 421,300 |
|       | 12         | 183,700 | 204,800 | 281,500 | 322,100 | 422,600 |
|       | 13         | 185,600 | 207,400 | 283,800 | 324,500 | 423,900 |
|       | 14         | 187,700 | 209,100 | 285,500 | 326,400 | 425,300 |
|       | 15         | 189,800 | 210,700 | 287,400 | 328,300 | 426,700 |
|       | 16         | 191,900 | 212,400 | 289,200 | 330,400 | 428,100 |
|       | 17         | 194,100 | 214,200 | 290,600 | 332,200 | 429,300 |
|       | 18         | 196,400 | 215,800 | 292,700 | 334,400 | 430,600 |
|       | 19         | 198,900 | 217,500 | 294,700 | 336,500 | 431,800 |
|       | 20         | 201,200 | 219,100 | 296,900 | 338,500 | 433,100 |
|       | 21         | 203,600 | 220,900 | 298,900 | 340,600 | 434,200 |
|       | 22         | 205,200 | 222,800 | 301,300 | 342,400 | 435,400 |
|       | 23         | 206,900 | 224,700 | 303,500 | 344,200 | 436,700 |
|       | 24         | 208,600 | 226,600 | 306,100 | 345,800 | 438,000 |
|       | 25         | 210,100 | 228,100 | 308,300 | 347,500 | 439,300 |
|       | 26         | 211,600 | 230,100 | 310,700 | 349,300 | 440,500 |
|       | 27         | 213,300 | 232,100 | 313,000 | 351,200 | 441,500 |
|       | 28         | 214,900 | 234,100 | 315,200 | 353,100 | 442,600 |
|       | 29         | 216,400 | 235,900 | 317,300 | 354,900 | 443,800 |
|       | 30         | 218,100 | 238,600 | 319,100 | 356,700 | 444,600 |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 31 | 219,800 | 241,300 | 320,700 | 358,400 | 445,400 |
| 32 | 221,500 | 244,000 | 322,300 | 360,300 | 446,300 |
| 33 | 222,900 | 246,600 | 324,200 | 361,600 | 447,200 |
| 34 | 224,700 | 249,400 | 326,300 | 363,300 | 447,700 |
| 35 | 226,500 | 252,000 | 328,400 | 364,800 | 448,200 |
| 36 | 228,200 | 254,700 | 330,400 | 366,600 | 448,700 |
| 37 | 229,700 | 257,000 | 332,500 | 368,500 | 449,200 |
| 38 | 231,500 | 259,400 | 334,600 | 370,000 | 449,700 |
| 39 | 233,300 | 261,900 | 336,800 | 371,300 | 450,200 |
| 40 | 235,100 | 264,100 | 339,000 | 372,900 | 450,700 |
| 41 | 236,800 | 266,600 | 340,700 | 374,000 | 451,200 |
| 42 | 238,500 | 268,900 | 342,900 | 375,400 | 451,700 |
| 43 | 240,100 | 271,100 | 344,900 | 376,800 | 452,200 |
| 44 | 241,700 | 273,200 | 347,100 | 378,300 | 452,700 |
| 45 | 242,900 | 275,300 | 348,900 | 379,700 | 453,200 |
| 46 | 244,200 | 277,500 | 350,800 | 381,300 | 453,700 |
| 47 | 245,500 | 279,600 | 352,800 | 382,900 | 454,200 |
| 48 | 246,600 | 281,500 | 354,800 | 384,400 | 454,700 |
| 49 | 247,900 | 283,800 | 356,400 | 385,800 | 455,200 |
| 50 | 249,300 | 285,500 | 358,300 | 387,300 | 455,700 |
| 51 | 250,500 | 287,400 | 360,100 | 388,800 | 456,200 |
| 52 | 251,900 | 289,200 | 362,000 | 390,200 | 456,700 |
| 53 | 253,000 | 290,600 | 363,800 | 391,400 | 457,200 |
| 54 | 254,200 | 292,700 | 365,500 | 392,700 | 457,700 |
| 55 | 255,500 | 294,700 | 367,200 | 393,800 | 458,200 |
| 56 | 256,500 | 296,900 | 368,800 | 394,900 | 458,700 |
| 57 | 257,800 | 298,900 | 370,300 | 396,300 | 459,200 |
| 58 | 258,500 | 301,300 | 371,800 | 397,500 |         |
| 59 | 259,600 | 303,500 | 373,300 | 398,700 |         |
| 60 | 260,600 | 306,100 | 374,700 | 400,000 |         |
| 61 | 261,700 | 308,300 | 375,800 | 401,200 |         |
| 62 | 262,600 | 310,700 | 377,200 | 402,200 |         |
| 63 | 263,700 | 313,000 | 378,600 | 403,600 |         |
| 64 | 264,500 | 315,200 | 379,900 | 404,900 |         |
| 65 | 265,800 | 317,300 | 381,200 | 406,100 |         |
| 66 | 267,200 | 319,100 | 382,500 | 407,200 |         |
| 67 | 268,600 | 320,700 | 383,700 | 408,400 |         |
| 68 | 270,200 | 322,300 | 385,000 | 409,500 |         |
| 69 | 271,500 | 324,200 | 386,300 | 410,500 |         |
| 70 | 272,800 | 326,300 | 387,400 | 411,700 |         |
| 71 | 274,100 | 328,400 | 388,700 | 412,900 |         |
| 72 | 275,400 | 330,400 | 389,900 | 414,100 |         |
| 73 | 276,400 | 332,500 | 391,300 | 414,700 |         |
| 74 | 277,600 | 334,600 | 392,300 | 415,500 |         |
| 75 | 278,900 | 336,800 | 393,400 | 416,200 |         |
| 76 | 279,900 | 339,000 | 394,400 | 416,700 |         |
| 77 | 280,800 | 340,700 | 395,300 | 417,000 |         |
| 78 | 281,800 | 342,600 | 396,300 | 417,400 |         |
| 79 | 282,800 | 344,300 | 397,400 | 417,800 |         |
| 80 | 283,800 | 346,100 | 398,500 | 418,200 |         |
| 81 | 284,900 | 347,900 | 399,200 | 418,500 |         |
| 82 | 286,100 | 349,700 | 400,100 | 418,900 |         |

|                                    |         |         |         |         |         |
|------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                    | 83      | 287,300 | 351,100 | 401,000 | 419,300 |
|                                    | 84      | 288,500 | 352,900 | 401,900 | 419,600 |
|                                    | 85      | 289,500 | 354,100 | 402,700 | 419,900 |
|                                    | 86      | 290,600 | 355,700 | 403,600 | 420,300 |
|                                    | 87      | 291,600 | 357,200 | 404,400 | 420,700 |
|                                    | 88      | 292,800 | 358,700 | 405,200 | 421,000 |
|                                    | 89      | 293,900 | 360,000 | 405,800 | 421,300 |
|                                    | 90      | 295,000 | 361,300 | 406,500 | 421,600 |
| 定年前再任用短<br>時間勤務教育職<br>員以外の教育職<br>員 | 91      | 296,200 | 362,700 | 407,200 | 421,900 |
|                                    | 92      | 297,400 | 364,100 | 407,900 | 422,100 |
|                                    | 93      | 297,900 | 365,600 | 408,500 | 422,300 |
|                                    | 94      | 298,900 | 366,900 | 409,000 | 422,600 |
|                                    | 95      | 300,000 | 368,200 | 409,400 | 422,900 |
|                                    | 96      | 301,200 | 369,400 | 409,800 | 423,100 |
|                                    | 97      | 302,200 | 370,400 | 410,200 | 423,300 |
|                                    | 98      | 303,300 | 371,400 | 410,500 | 423,600 |
|                                    | 99      | 304,300 | 372,400 | 410,800 | 423,900 |
|                                    | 100     | 305,400 | 373,400 | 411,000 | 424,100 |
|                                    | 101     | 306,300 | 374,300 | 411,200 | 424,300 |
|                                    | 102     | 307,400 | 375,300 | 411,500 | 424,600 |
|                                    | 103     | 308,500 | 376,300 | 411,800 | 424,900 |
|                                    | 104     | 309,500 | 377,300 | 412,000 | 425,100 |
|                                    | 105     | 310,100 | 378,100 | 412,200 | 425,300 |
|                                    | 106     | 311,000 | 379,000 | 412,500 | 425,600 |
|                                    | 107     | 311,800 | 379,900 | 412,800 | 425,900 |
|                                    | 108     | 312,600 | 380,900 | 413,000 | 426,100 |
|                                    | 109     | 313,500 | 381,700 | 413,200 | 426,300 |
|                                    | 110     | 313,900 | 382,700 | 413,500 | 426,600 |
|                                    | 111     | 314,300 | 383,700 | 413,800 | 426,900 |
|                                    | 112     | 314,800 | 384,700 | 414,000 | 427,100 |
|                                    | 113     | 315,400 | 385,300 | 414,200 | 427,300 |
|                                    | 114     | 315,800 | 386,200 | 414,500 | 427,600 |
|                                    | 115     | 316,300 | 387,100 | 414,800 | 427,900 |
|                                    | 116     | 316,800 | 388,000 | 415,000 | 428,100 |
| 117                                | 317,400 | 388,800 | 415,200 | 428,300 |         |
| 118                                | 317,900 | 389,500 | 415,500 | 428,600 |         |
| 119                                | 318,300 | 390,300 | 415,800 | 428,900 |         |
| 120                                | 318,800 | 391,100 | 416,000 | 429,100 |         |
| 121                                | 319,300 | 391,700 | 416,200 | 429,300 |         |
| 122                                | 319,700 | 392,500 | 416,500 |         |         |
| 123                                | 320,200 | 393,200 | 416,800 |         |         |
| 124                                | 320,700 | 393,900 | 417,000 |         |         |
| 125                                | 321,300 | 394,500 | 417,200 |         |         |
| 126                                | 321,600 | 395,200 | 417,500 |         |         |
| 127                                | 321,900 | 395,700 | 417,800 |         |         |
| 128                                | 322,200 | 396,300 | 418,000 |         |         |
| 129                                | 322,400 | 397,000 | 418,200 |         |         |
| 130                                | 322,700 | 397,600 | 418,500 |         |         |
| 131                                | 323,000 | 398,100 | 418,800 |         |         |
| 132                                | 323,300 | 398,600 | 419,000 |         |         |
| 133                                | 323,500 | 398,900 | 419,200 |         |         |
| 134                                | 323,700 | 399,200 | 419,500 |         |         |



|                         |     |         |         |         |         |         |
|-------------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
|                         | 135 | 323,900 | 399,500 | 419,800 |         |         |
|                         | 136 | 324,200 | 399,800 | 420,000 |         |         |
|                         | 137 | 324,500 | 400,100 | 420,200 |         |         |
|                         | 138 | 324,700 | 400,400 |         |         |         |
|                         | 139 | 325,000 | 400,700 |         |         |         |
|                         | 140 | 325,300 | 401,000 |         |         |         |
|                         | 141 | 325,500 | 401,300 |         |         |         |
|                         | 142 | 325,700 | 401,600 |         |         |         |
|                         | 143 | 326,000 | 401,900 |         |         |         |
|                         | 144 | 326,200 | 402,200 |         |         |         |
|                         | 145 | 326,500 | 402,400 |         |         |         |
|                         | 146 | 326,700 | 402,700 |         |         |         |
|                         | 147 | 327,000 | 403,000 |         |         |         |
|                         | 148 | 327,300 | 403,200 |         |         |         |
|                         | 149 | 327,500 | 403,400 |         |         |         |
|                         | 150 | 327,700 | 403,700 |         |         |         |
|                         | 151 | 328,000 | 404,000 |         |         |         |
|                         | 152 | 328,300 | 404,200 |         |         |         |
|                         | 153 | 328,500 | 404,400 |         |         |         |
|                         | 154 | 328,700 | 404,700 |         |         |         |
|                         | 155 | 329,000 | 405,000 |         |         |         |
|                         | 156 | 329,300 | 405,200 |         |         |         |
|                         | 157 | 329,500 | 405,400 |         |         |         |
|                         | 158 | 329,700 | 405,700 |         |         |         |
|                         | 159 | 330,000 | 406,000 |         |         |         |
|                         | 160 | 330,300 | 406,200 |         |         |         |
|                         | 161 | 330,500 | 406,400 |         |         |         |
|                         | 162 | 330,700 | 406,700 |         |         |         |
|                         | 163 | 331,000 | 407,000 |         |         |         |
|                         | 164 | 331,300 | 407,200 |         |         |         |
|                         | 165 | 331,500 | 407,400 |         |         |         |
|                         | 166 |         | 407,700 |         |         |         |
|                         | 167 |         | 408,000 |         |         |         |
|                         | 168 |         | 408,200 |         |         |         |
|                         | 169 |         | 408,400 |         |         |         |
|                         | 170 |         | 408,700 |         |         |         |
|                         | 171 |         | 409,000 |         |         |         |
|                         | 172 |         | 409,200 |         |         |         |
|                         | 173 |         | 409,400 |         |         |         |
|                         | 174 |         | 409,700 |         |         |         |
|                         | 175 |         | 410,000 |         |         |         |
|                         | 176 |         | 410,200 |         |         |         |
|                         | 177 |         | 410,400 |         |         |         |
|                         | 178 |         | 410,700 |         |         |         |
|                         | 179 |         | 411,000 |         |         |         |
|                         | 180 |         | 411,200 |         |         |         |
|                         | 181 |         | 411,400 |         |         |         |
|                         | 182 |         | 411,700 |         |         |         |
|                         | 183 |         | 412,000 |         |         |         |
|                         | 184 |         | 412,200 |         |         |         |
|                         | 185 |         | 412,400 |         |         |         |
| 定年前再任用短<br>時間勤務教育職<br>員 |     | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  |
|                         |     | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                         |     | 234,000 | 274,300 | 296,600 | 324,400 | 405,200 |

別表第2 (第3条第1項関係)  
中学校任期付教育職給料表

| 号 給 | 給 料 月 額 |
|-----|---------|
| 1   | 180,200 |
| 2   | 182,300 |
| 3   | 184,400 |
| 4   | 186,600 |
| 5   | 188,600 |
| 6   | 190,600 |
| 7   | 192,700 |
| 8   | 194,800 |
| 9   | 197,000 |
| 10  | 199,600 |
| 11  | 202,200 |
| 12  | 204,800 |
| 13  | 207,400 |
| 14  | 209,100 |
| 15  | 210,700 |
| 16  | 212,400 |
| 17  | 214,200 |
| 18  | 215,800 |
| 19  | 217,500 |
| 20  | 219,100 |
| 21  | 220,900 |
| 22  | 222,800 |
| 23  | 224,700 |
| 24  | 226,600 |
| 25  | 228,100 |
| 26  | 230,100 |
| 27  | 232,100 |
| 28  | 234,100 |
| 29  | 235,900 |
| 30  | 238,600 |
| 31  | 241,300 |
| 32  | 244,000 |
| 33  | 246,600 |
| 34  | 249,400 |
| 35  | 252,000 |
| 36  | 254,700 |
| 37  | 257,000 |
| 38  | 259,400 |
| 39  | 261,900 |
| 40  | 264,100 |
| 41  | 266,600 |
| 42  | 268,900 |
| 43  | 271,100 |
| 44  | 273,200 |
| 45  | 275,300 |
| 46  | 277,500 |
| 47  | 279,600 |
| 48  | 281,500 |
| 49  | 283,800 |
| 50  | 285,500 |

|     |         |
|-----|---------|
| 51  | 287,400 |
| 52  | 289,200 |
| 53  | 290,600 |
| 54  | 292,700 |
| 55  | 294,700 |
| 56  | 296,900 |
| 57  | 298,900 |
| 58  | 301,300 |
| 59  | 303,500 |
| 60  | 306,100 |
| 61  | 308,300 |
| 62  | 310,700 |
| 63  | 313,000 |
| 64  | 315,200 |
| 65  | 317,300 |
| 66  | 319,100 |
| 67  | 320,700 |
| 68  | 322,300 |
| 69  | 324,200 |
| 70  | 326,300 |
| 71  | 328,400 |
| 72  | 330,400 |
| 73  | 332,500 |
| 74  | 334,600 |
| 75  | 336,800 |
| 76  | 339,000 |
| 77  | 340,700 |
| 78  | 342,600 |
| 79  | 344,300 |
| 80  | 346,100 |
| 81  | 347,900 |
| 82  | 349,700 |
| 83  | 351,100 |
| 84  | 352,900 |
| 85  | 354,100 |
| 86  | 355,700 |
| 87  | 357,200 |
| 88  | 358,700 |
| 89  | 360,000 |
| 90  | 361,300 |
| 91  | 362,700 |
| 92  | 364,100 |
| 93  | 365,600 |
| 94  | 366,900 |
| 95  | 368,200 |
| 96  | 369,400 |
| 97  | 370,400 |
| 98  | 371,400 |
| 99  | 372,400 |
| 100 | 373,400 |
| 101 | 374,300 |
| 102 | 375,300 |
| 103 | 376,300 |

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 104 | 377,300 | 157 | 405,400 |
|     |         | 158 | 405,700 |
| 105 | 378,100 | 159 | 406,000 |
| 106 | 379,000 | 160 | 406,200 |
| 107 | 379,900 |     |         |
| 108 | 380,900 | 161 | 406,400 |
|     |         | 162 | 406,700 |
| 109 | 381,700 | 163 | 407,000 |
| 110 | 382,700 | 164 | 407,200 |
| 111 | 383,700 |     |         |
| 112 | 384,700 | 165 | 407,400 |
|     |         | 166 | 407,700 |
| 113 | 385,300 | 167 | 408,000 |
| 114 | 386,200 | 168 | 408,200 |
| 115 | 387,100 |     |         |
| 116 | 388,000 | 169 | 408,400 |
|     |         | 170 | 408,700 |
| 117 | 388,800 | 171 | 409,000 |
| 118 | 389,500 | 172 | 409,200 |
| 119 | 390,300 |     |         |
| 120 | 391,100 | 173 | 409,400 |
|     |         | 174 | 409,700 |
| 121 | 391,700 | 175 | 410,000 |
| 122 | 392,500 | 176 | 410,200 |
| 123 | 393,200 |     |         |
| 124 | 393,900 | 177 | 410,400 |
|     |         | 178 | 410,700 |
| 125 | 394,500 | 179 | 411,000 |
| 126 | 395,200 | 180 | 411,200 |
| 127 | 395,700 |     |         |
| 128 | 396,300 | 181 | 411,400 |
|     |         | 182 | 411,700 |
| 129 | 397,000 | 183 | 412,000 |
| 130 | 397,600 | 184 | 412,200 |
| 131 | 398,100 |     |         |
| 132 | 398,600 | 185 | 412,400 |
| 133 | 398,900 |     |         |
| 134 | 399,200 |     |         |
| 135 | 399,500 |     |         |
| 136 | 399,800 |     |         |
| 137 | 400,100 |     |         |
| 138 | 400,400 |     |         |
| 139 | 400,700 |     |         |
| 140 | 401,000 |     |         |
| 141 | 401,300 |     |         |
| 142 | 401,600 |     |         |
| 143 | 401,900 |     |         |
| 144 | 402,200 |     |         |
| 145 | 402,400 |     |         |
| 146 | 402,700 |     |         |
| 147 | 403,000 |     |         |
| 148 | 403,200 |     |         |
| 149 | 403,400 |     |         |
| 150 | 403,700 |     |         |
| 151 | 404,000 |     |         |
| 152 | 404,200 |     |         |
| 153 | 404,400 |     |         |
| 154 | 404,700 |     |         |
| 155 | 405,000 |     |         |
| 156 | 405,200 |     |         |

附則に次の4項を加える。

- 9 附則第1項ただし書に規定する日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員のうち、切替日に当該教育職員の受ける給料月額(以下この項において「切替日給料月額」という。)が切替日の前日に当該教育職員が受けていた給料月額(以下この項において「切替日前給料月額」という。)に達しないこととなる教育職員には、令和11年3月31日までの間、改正後の条例の規定により当該教育職員の受ける給料月額のほか、切替日前給料月額と切替日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員(前項に規定する教育職員を除く。)のうち、同項の規定による給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、令和11年3月31日までの間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が別に定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 前2項の規定による給料を支給される教育職員に対する改正後の条例附則第7項及び第9項の規定の適用については、改正後の条例附則第7項中「応じた額」とあるのは「応じた額と市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号)附則第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の条例附則第9項中「給料月額に」とあるのは「給料月額と市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号)附則第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額に」とする。

12 附則第9項又は第10項の規定による給料を支給される教育職員に対する市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例(昭和46年横須賀市条例第51号)第3条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額」とあるのは「給料月額と市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第54号)附則第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第11号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

コミュニティセンター条例(平成19年横須賀市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「池上コミュニティセンター」を「センター(池上コミュニティセンター及び北下浦コミュニティセンターに限る。以下この条及び第8条において同じ。)」に改め、同条第1号及び第2号中「池上コミュニティセンター」を「センター」に改める。

第9条第2項中「池上コミュニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター」を加える。

第10条第2項中「池上コミュニティセンター以外のセンター」を「センター(池上コミュニティセンター及び北下浦コミュニティセンターを除く。)」に改め、同条第3項中「池上コミュニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター」を加える。

第11条第2項、第12条第1項各号列記以外の部分、第16条及び第17条中「池上コミュニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター」を加える。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の第12条の規定により北下浦コミュニティセンターの使用許可を受けている者は、改正後の第12条の規定による北下浦コミュニティセンターの使用許可を受けたものとみなす。

~~~~~  
 用品調達基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第12号

用品調達基金条例を廃止する条例

用品調達基金条例(昭和39年横須賀市条例第18号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
 手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第13号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第5第1項第2号イを次のように改める。

イ 粗大ごみ(一般家庭から排出される一辺の長さがおおむね50センチメートル以上2メートル以下の耐久消費財等の固形廃棄物をいう。)

(ア) スプリングマットレス 1個につき4,300円

(イ) (ア)以外のもの 1個又は1組につき520円

別表第5第1項第2号ウを同号エとし、同号イの次に次のよ

うに加える。

ウ 破砕することが困難なもの 1個又は1組につき520円

別表第7第1項第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の認定の申請に対する審査

建築物の容積率算定不算入部分の認定申請手数料 27,000円

別表第7第1項第15号中「延べ面積の敷地面積に対する割合(以下この項において「」及び「」という。)」を削り、同項第16号中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「制限の適用除外に係る」を「特例の」に、「隣地境界線からの壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、同項第16号の2を削り、同項第16号の3を同項第16号の2とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

(17)の2 第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

再生可能エネルギー源の利用に資する設備工事に係る建築物の高さの特例許可申請手数料 16万円

別表第7第1項第18号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同項第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 16万円

別表第7第3項第1号列記以外の部分中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号イを次のように改める。

イ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による評価方法(以下「誘導仕様基準」という。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

別表第7第3項第1号に次のように加える。

ウ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

別表第7第3項第2号列記以外の部分中「共用部分」の次に「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条第3号に掲げるものをいう。以下同じ。)」を加え、同項第13号ア中「第7号イ」を「第8号ウの(ア)及び(イ)」に改め、同号イ中「第9号ア」を「第11号ア」に改め、同号ウ中「第9号ウの(ア)から(イ)まで」を「第11号ウ」に改め、同号エ中「第10号イ」を「第12号イ」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号列記以外の部分中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「第7号」を「第8号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号ア列記以外の部分、イ列記以外の部分及びウ列記以外の部分中「床面積を増加した部分に該当しない部分」を「既認定部分」に改め、同号エ中「床面積を増加した部分」を「既認定部分以外の部分」に、「第4号ア」を「第5号ア」に改め、同号オ中「床面積を増加した部分」を「既認定部分以外の部分」に、「第4号イ」を「第5号イ」に改め、同号カ中「床面積を増加した部分」を「既認定部分以外の部分」に、「第4号ウ」を「第5号ウ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号列記以外の部分中「同条第2項」を「住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合で

あり、かつ、同条第2項」に、「共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証なし）申請手数料」を「共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく算定）申請手数料」に改め、同号ア列記以外の部分中「既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分」を「既認定部分」に改め、同号イ中「第3号ア」を「第4号ア」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 共同住宅等の共用部分の面積（既認定部分に限る。）  
前号ウの(ア)から(キ)までに規定する額

別表第7第3項第9号エ中「第3号イの(ア)から(キ)まで」を「第4号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号ア列記以外の部分中「部分」の次に「（以下この項において「既認定部分」という。）」を加え、同号ウ列記以外の部分中「既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分」を「既認定部分」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（住戸部分について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく算定）申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

- ア 申請戸数（既認定部分に限る。）
- (ア) 申請戸数が1のもの 8,500円
  - (イ) 申請戸数が2以上5以下のもの 16,500円
  - (ウ) 申請戸数が6以上10以下のもの 24,000円
  - (エ) 申請戸数が11以上25以下のもの 35,000円
  - (オ) 申請戸数が26以上50以下のもの 55,000円
  - (カ) 申請戸数が51以上100以下のもの 80,000円
  - (キ) 申請戸数が101以上200以下のもの 115,000円
  - (ク) 申請戸数が201以上300以下のもの 145,000円
  - (ケ) 申請戸数が301以上のもの 165,000円

イ ア以外の申請戸数 第3号アの(ア)から(ケ)までに規定する額

ウ 共同住宅等の共用部分の面積（既認定部分に限る。）

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 55,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7万円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 9万円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 14万円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 18万円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 215,000円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 25万円

エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 第3号イの(ア)から(キ)までに規定する額

別表第7第3項第7号列記以外の部分中「第12号」を「第14号」に改め、同号イを次のように改める。

- イ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合
- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 8,500円
  - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

9,500円  
別表第7第3項第7号に次のように加える。

ウ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合

- (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円

別表第7第3項第7号を同項第8号とし、同項第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号列記以外の部分中「第54条第2項」を「住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、第54条第2項」に、「共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素法基準適合証なし）申請手数料」を「共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく算定）申請手数料」に改め、同号イを次のように改める。

イ 共同住宅等の共用部分の面積 前号イの(ア)から(キ)までに規定する額

別表第7第3項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（住戸部分（住宅部分のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第3条第1号及び第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査

共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額

- ア 申請戸数
- (ア) 申請戸数が1のもの 17,000円
  - (イ) 申請戸数が2以上5以下のもの 33,000円
  - (ウ) 申請戸数が6以上10以下のもの 48,000円
  - (エ) 申請戸数が11以上25以下のもの 7万円
  - (オ) 申請戸数が26以上50以下のもの 11万円
  - (カ) 申請戸数が51以上100以下のもの 16万円
  - (キ) 申請戸数が101以上200以下のもの 23万円
  - (ク) 申請戸数が201以上300以下のもの 29万円
  - (ケ) 申請戸数が301以上のもの 33万円

イ 共同住宅等の共用部分の面積

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11万円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14万円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 18万円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 28万円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 36万円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 43万円
- (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 50万円

別表第7第6項第1号ウ列記以外の部分及びエ列記以外の部分中「工場等以外」の次に「建築物」を加え、同項第2号ア列記以外の部分を次のように改める。

工場等の非住宅部分で、既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の部分（以下この項において「既判定部分」と



いう。)について、省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合  
 別表第7第6項第2号イ列記以外の部分を次のように改める。  
 工場等の非住宅部分で、既判定部分について、省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合  
 別表第7第6項第2号ウ列記以外の部分を次のように改める。  
 工場等以外の建築物の非住宅部分で、既判定部分について、省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合  
 別表第7第6項第2号エ列記以外の部分を次のように改める。  
 工場等以外の建築物の非住宅部分で、既判定部分について、省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合  
 別表第7第6項第2号オからクまでを次のように改める。  
 オ 工場等の非住宅部分で、既判定部分以外の部分について、省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第1号アの(ア)から(ケ)までに規定する額  
 カ 工場等の非住宅部分で、既判定部分以外の部分について、省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第1号イの(ア)から(ケ)までに規定する額  
 キ 工場等以外の建築物の非住宅部分で、既判定部分以外の部分について、省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第1号ウの(ア)から(ケ)までに規定する額  
 ク 工場等以外の建築物の非住宅部分で、既判定部分以外の部分について、省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第1号エの(ア)から(ケ)までに規定する額  
 別表第7第6項第4号列記以外の部分中「34条認定」を「性能向上計画認定」に改め、同項第5号列記以外の部分中「34条認定」を「性能向上計画認定」に改め、同号ア中「床面積にかかわらず4,900円」を「第3項第1号アに規定する額」に改め、同号イを次のように改める。  
 イ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第3項第1号イの(ア)及び(イ)に規定する額  
 別表第7第6項第5号に次のように加える。  
 ウ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第3項第1号ウの(ア)及び(イ)に規定する額  
 別表第7第6項第6号列記以外の部分中「34条認定」を「性能向上計画認定」に改め、「(住宅部分のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条第1号及び第2号に掲げるものをいう。以下同じ。)」を削り、「一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(同条第3号に掲げるものをいう。以下同じ。)」を「共用部分」に改め、同号の次に次の2号を加える。  
 (6)の2 性能向上計画認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、住戸部分について誘導仕様基準に基づき基準省令第4条第3項第1号に規定する数値によりエネルギー消費量の算定を行ったもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査  
 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく共用部分ありの算定)申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額  
 ア 住戸数 第3項第3号アの(ア)から(ケ)までに規定する

額  
 イ 共用部分の面積 第3項第3号イの(ア)から(ケ)までに規定する額  
 (6)の3 性能向上計画認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、住戸部分について誘導仕様基準に基づき基準省令第4条第3項第2号に規定する数値によりエネルギー消費量の算定を行ったもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査  
 一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく共用部分なしの算定)申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額  
 ア 住戸数 第3項第3号アの(ア)から(ケ)までに規定する額  
 イ 共用部分の面積 第3項第2号イの(ア)から(ケ)までに規定する額  
 別表第7第6項第7号列記以外の部分中「34条認定」を「性能向上計画認定」に、「基準省令」を「住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づき基準省令」に、「算定を」を「エネルギー消費量の算定を」に、「一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・共用部分ありの算定)申請手数料」を「一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく共用部分ありの算定)申請手数料」に改め、同号ア中「第3項第3号ア」を「第3項第4号ア」に改め、同号イ中「第3項第3号イ」を「第3項第4号イ」に改め、同項第8号列記以外の部分中「34条認定」を「性能向上計画認定」に、「基準省令」を「住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づき基準省令」に、「算定を」を「エネルギー消費量の算定を」に、「一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・共用部分なしの算定)申請手数料」を「一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく共用部分なしの算定)申請手数料」に改め、同号ア中「第3項第3号ア」を「第3項第4号ア」に改め、同項第9号、第10号及び第11号列記以外の部分中「34条認定」を「性能向上計画認定」に改め、同項第12号列記以外の部分中「36条認定」を「性能向上計画変更認定」に改め、同号ア列記以外の部分中「床面積を増加した部分に該当しない部分」を「既に性能向上計画認定を受けた部分(以下この項において「既認定部分」という。)」に改め、同号イ中「床面積を増加した部分」を「既認定部分以外の部分」に、「第4号ア」を「第3項第5号ア」に改め、同号ウ列記以外の部分を次のように改める。  
 非住宅部分で、既認定部分について、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合  
 別表第7第6項第12号エを次のように改める。  
 エ 非住宅部分で、既認定部分以外の部分について、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合 床面積に応じ、第4号イの(ア)から(ケ)までに規定する額  
 別表第7第6項第12号オ列記以外の部分を次のように改める。  
 非住宅部分で、既認定部分について、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合  
 別表第7第6項第12号カを次のように改める。  
 カ 非住宅部分で、既認定部分以外の部分について、省



エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合 床面積に応じ、第4号ウの(ア)から(キ)までに規定する額

別表第7第6項第13号列記以外の部分中「36条認定」を「性能向上計画変更認定」に改め、同号ア中「床面積にかかわらず2,450円」を「第3項第8号アに規定する額」に改め、同号イを次のように改める。

イ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第3項第8号イの(ア)及び(イ)に規定する額

別表第7第6項第13号に次のように加える。

ウ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第3項第8号ウの(ア)及び(イ)に規定する額

別表第7第6項第14号列記以外の部分中「36条認定」を「性能向上計画変更認定」に改め、同号ア中「既に34条認定を受けた部分」を「既認定部分」に、「第3項第8号ア」を「第3項第9号ア」に改め、同号イ中「第3項第8号イ」を「第3項第9号イ」に改め、同号ウ中「既に34条認定を受けた部分」を「既認定部分」に、「第3項第8号ウ」を「第3項第9号ウ」に改め、同号エ中「第3項第8号エ」を「第3項第9号エ」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(14)の2 性能向上計画変更認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されないもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、住戸部分について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査

一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく算定)申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額

ア 住戸数(既認定部分に限る。) 第3項第10号アの(ア)から(キ)までに規定する額

イ ア以外の住戸数 第3項第10号イに規定する額

ウ 共用部分の面積(既認定部分に限る。) 第3項第10号ウの(ア)から(キ)までに規定する額

エ ウ以外の共用部分の面積 第3項第10号エに規定する額

別表第7第6項第15号列記以外の部分中「36条認定」を「性能向上計画変更認定」に、「かつ」を「住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ」に、「一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(省エネ誘導基準適合証なし)申請手数料」を「一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく算定)申請手数料」に改め、同号ア中「既に34条認定を受けた部分」を「既認定部分」に、「第3項第9号ア」を「第3項第11号ア」に改め、同号イ中「第3項第9号イ」を「第3項第11号イ」に改め、同号ウ中「既に34条認定を受けた部分」を「既認定部分」に、「第3項第9号ウ」を「第3項第11号ウ」に改め、同号エ中「第3項第9号エ」を「第3項第11号エ」に改め、同項第16号中「36条認定」を「性能向上計画変更認定」に改め、同項第17号中「36条認定」を「性能向上計画変更認定」に、「34条認定」を「性能向上計画認定」に改め、同項第18号列記以外の部分中「36条認定」を「性能向上計画変更認定」に改め、同項第19号列記以外の部分中「オに」を「エに」に改め、同号ウ中「第13号イ」を「第3項第15号ア」に改め、同号エ中「共用部分」を「住戸部分」に、「第15号ウ」を「第3項第15号イ」に改め、

同号オ中「住戸部分」を「共用部分」に、「第15号ア」を「第3項第15号ウ」に改め、同項第20号列記以外の部分中「41条認定」を「基準適合認定」に改め、同号ア中「34条認定」を「性能向上計画認定」に改め、同項第21号列記以外の部分中「41条認定」を「基準適合認定」に改め、同号イ中「第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に、「省エネ性能基準標準計算」を「この項において「仕様基準」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 仕様基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出されない場合 床面積に応じ、第5号ウに規定する額

別表第7第6項第22号列記以外の部分中「41条認定」を「基準適合認定」に改め、同項第23号列記以外の部分中「41条認定」を「基準適合認定」に改め、同号ア中「省エネ性能基準標準計算」を「仕様基準」に、「第7号ア」を「第6号の2ア」に改め、同号イを次のように改める。

イ 住戸数(仕様基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行ったものに限る。) 第7号アに規定する額 別表第7第6項第23号ウ中「第7号イ」を「第6号の2イ」に改め、同項第24号中「41条認定」を「基準適合認定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第7第1項の改正規定 令和5年4月1日
- (2) 別表第5の改正規定 令和5年10月1日

医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第14号**

医療費助成条例の一部を改正する条例

医療費助成条例(昭和47年横須賀市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号本文中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に医療に関する給付が行われたものについて適用し、施行日の前日までに医療に関する給付が行われたものについては、なお従前の例による。

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第15号**

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

横須賀市児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第16号**

横須賀市児童相談所設置条例の一部を改正する条例

横須賀市児童相談所設置条例(平成17年横須賀市条例第79号)

の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(位置、名称及び管轄区域)

第2条 児童相談所の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

位 置 横須賀市小川町16番地  
 名 称 横須賀市児童相談所  
 管轄区域 本市の区域  
 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第17号**

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第18号**

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第19号**

認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の要件を定める条例(平成30年横須賀市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第7項」を「第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

旅館業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第20号**

旅館業条例の一部を改正する条例

旅館業条例(平成12年横須賀市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

第7条の見出しを「(審査の基準)」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に掲げるもののほか、前条第1項の許可を受けようとする者は、建築物の建築(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築をいう。)をし、又は建築物の用途を変更することによって当該建築物を当該許可の申請に係る施設の全部又は一部とするときは、当該建築物を同法第48条の規定及び同法に基づく条例の規定に適合するものとしなければならない。

別表第1第2項第1号ただし書中「(昭和23年厚生省令第28号)」を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第7条の見出しの改正規定及び別表第1第2項第1号ただし書の改正規定は公布の日から、第2条第1項第2号の改正規定は同年4月1日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第21号**

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例(昭和47年横須賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域は、次に掲げる区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止

対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項の規定により基礎調査が行われた区域であって、市長が告示したものを除く。）とする。

(1) 神奈川県知事が本市の区域内において急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定した急傾斜地崩壊危険区域

(2) 前号に掲げる区域のほか、市長が指定して告示した区域第4条ただし書を次のように改める。

ただし、当該建築物が、令第80条の3の規定に適合する建築物又は崖崩れによる被害を受けるおそれのない建築物である場合においては、この限りでない。

第5条第1項本文中「建築物の敷地」を「敷地」に改め、同項ただし書中「次の」の次に「各号の」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 崖の下に建築物を建築する場合においては、令第80条の3の規定に適合する建築物を建築するとき。

第5条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第7条の見出し中「道路」を「道路等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以上の道路」を「以上の道路等（道路又は当該建築物に係る法第43条第2項第2号に規定する許可における広い空地等をいう。以下同じ。）」に、「その道路」を「その道路等」に、「道路に6メートル」を「6メートル」に改め、同条第1号中「道路に」を「道路等に」に、「当該道路」を「当該道路等」に改め、同条第2号中「道路」を「道路等」に改める。

第8条第1項第1号中「道路又は」を「道路等又は公園等（）」に、「（以下「道路等」という）」を「をいう。以下同じ」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「道路」を「道路等」に改める。

第12条第4項中「道路等」の次に「又は公園等」を加え、同条第5項ただし書中「道路」を「道路等又は公園等」に改める。

第28条の見出し及び同条第1項中「道路」を「道路等」に改め、同条第2項の表以外の部分中「道路に」を「道路等に」に、「当該道路」を「当該道路等」に、「掲げる道路」を「掲げる道路等」に改め、同項の表百貨店等又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計の項中「道路」を「道路等」に改める。

第29条中「道路」を「道路等又は公園等」に改める。

第31条第1項第4号中「道路等」の次に「又は公園等」を加える。

第32条の見出し及び同条第1項中「道路」を「道路等」に改め、同条第2項の表以外の部分中「道路に」を「道路等に」に、「当該道路」を「当該道路等」に、「掲げる道路」を「掲げる道路等」に改め、同項の表客席の床面積の合計の項中「道路」を「道路等」に改める。

第33条第1項及び第3項中「道路」を「道路等又は公園等」に改める。

第36条第1項中「道路等」の次に「若しくは公園等」を加える。

第47条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「道路」を「道路等」に改め、同項第1号中「道路（）」を「道路等（）」

に改め、同項第2号中「道路に接し」を「道路等に接し」に、「当該道路」を「当該道路等」に改め、同条第2項中「道路」を「道路等」に改める。

第47条の2第1項中「道路」を「道路等」に改め、同条第2項第1号中「道路境界線」を「道路等の境界線」に改め、同項第2号中「道路境界線」を「道路等の境界線」に、「道路の」を「道路等の」に、「前面道路」を「前面の道路等」に改める。

第51条の2の見出し中「特殊建築物」を「建築物」に改め、同条第3項中「1.2メートル」を「1.5メートル」に改め、同条第4項中「照明設備」の次に「又は照明用コンセント設備」を加える。

第52条第1項各号列記以外の部分中「第28条、第32条、第47条及び第47条の2第1項」を「第12条第4項から第6項まで、第28条、第29条、第31条第1項第4号、第32条、第33条第1項、第3項及び第4項、第36条第1項及び第2項、第47条並びに第47条の2」に改め、同条第2項中「で、市長がその各建築物の位置及び構造が防火上支障がないと認めたもの」を削る。

第54条の2第1項中「規定の」を「規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の」に改め、同条第2項中「建築物（）」を「建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び主要構造部が同項第2号に該当する建築物（）」に、「が国土交通大臣」を「の性能について、国土交通大臣」に改め、「規定」の次に「（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）」を加え、「みなす」を「みなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす」に改める。

第54条の5の次に次の1条を加える。  
（特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例）

第54条の6 法第38条（法第66条及び第67条の2において準用する場合を含む。）の規定により認定を受けた構造方法又は建築材料を用いる建築物については、第1章及び第2章の規定は、その認定を受けた構造方法又は建築材料が第1章及び第2章の規定に適合するものと同等以上の効力があると市長が認めて許可した場合においては、適用しない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第59号

令和4年度横須賀市一般会計補正予算（第10号）は、3月24日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和5年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

令和4年度横須賀市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度横須賀市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,323,213千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,283,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	37,948,697	4,323,213	42,271,910



	1 国庫負担金	22,354,267	1,161,837	23,516,104
	2 国庫補助金	15,457,545	3,161,376	18,618,921
歳入	合計	177,960,279	4,323,213	182,283,492

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		17,909,651	27,028	17,936,679
	3 戸籍住民基本台帳費	1,005,228	27,028	1,032,256
4 衛生費		17,478,356	4,296,185	21,774,541
	1 保健衛生費	17,478,356	4,296,185	21,774,541
歳出	合計	177,960,279	4,323,213	182,283,492

第2表 繰越明許費補正  
追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費 (マイナポイント支援事業)	27,028
衛生費	保健衛生費	予防費 (新型コロナウイルス予防接種事業)	5,833,526